

福岡県医発第1423号(地)

平成18年10月27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武



医療法人の附帯業務の見直しについて

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、障害者自立支援法のうち施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部施行に伴い、厚生労働大臣が定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部改正する件、及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律がそれぞれ平成18年10月1日より施行されることに伴い、医療法人の附帯業務の保健衛生に関する業務及び社会福祉事業の範囲を改正するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・廣瀬真恵

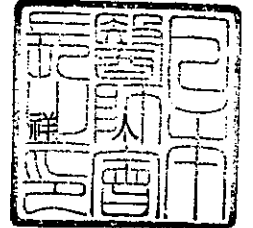


平成 18 年 10 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医療法人の附帯業務の見直しについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、障害者自立支援法のうち施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部施行に伴い、厚生労働大臣が定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件、修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律がそれぞれ平成 18 年 10 月 1 日より施行されるのに伴い、医療法人の附帯業務のうち保健衛生に関する業務及び社会福祉事業の範囲を別添の通り改正するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0929014号
平成18年9月29日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知願います。



医政発第0929008号

平成18年9月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の見直しについて

平成17年11月7日付けで公布され、平成18年4月1日付けで施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）のうち、施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部については、平成18年10月1日から施行され、これに伴い厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第511号。以下「改正告示」という。）が平成18年9月20日に告示され、平成18年10月1日から適用することとされたところである。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が平成18年6月15日付けで公布され平成18年10月1日付けで施行することとされたところである。

これらの法律の施行及び改正告示の適用に併せて、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）及び社会福祉事業（同項第7号）の範囲に関し、下記のとおり改正するので、障害福祉担当部局及び各市町村等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第一 改正の趣旨

障害者自立支援法の施行に伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業が見直されることを受けて、医療法第42条第1項第7号に基づく告示（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号。以下「告示」という。））及び医療法第42条第1項第6号に規定する保健衛生に関する業務について必要な見直しを行うとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行により創設される認定こども園に関し、児童福祉法第35条第4項による都道府県知事の認可を受けた保育所で経営する事業については、医療法人の附帯業務として医療法第42条第1項第7号に基づく改正告示第1の事業であることを明示することにより、医療法人において、次世代育成支援対策の推進、医療と福祉の連携に寄与することができるようにすること。

第二 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、(1)から(3)までに掲げるとおり見直すこととし、平成18年10月1日より適用すること。

- (1) 障害者自立支援法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次の事業を追加すること。（別添1改正告示参照）

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者社会復帰施設は、改正告示第3の各事業に包括されること。

障害者自立支援法にいう相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

- (2) 障害者自立支援法の施行に伴い、次のアからウまでに掲げる事業は、(1)の各事業に包括されることとなることから、削除すること。（別添1改正告示参照）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう障害児相談支援事業

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者相談支援事業

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者相談支援事業、知的障害者デイサービスセンター

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、児童福祉法第35条第4項による都道府県知事の認可を受けた保育所で認定こども園を経営する事業は、改正告示第1の事業に含まれること。

2 留意事項

- (1) 医療法人が新たに第二1(1)及び(2)に掲げる事業を行う場合又は削除される事業について現に附帯業務として行っている場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき当該医療法人の定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）に規定される当該附帯業務を行う事業所の名称又は事業名称等について同法第50条第1項の規定に基づく変更の認可が必要となること。

また、定款等の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うこと。

なお、第二1(1)にある精神障害者社会復帰施設の内、精神障害者生活訓練施

設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム（Ｂ型）、精神障害者福祉工場については、経過措置があるため平成２３年度末までの間で政令で定める日の前日までに定款等の変更手続を行えば足りること。

- (2) 第二１(3)の事業に関しては、改正告示第１の事業に包括されるため、定款等の変更手続は原則不要であること。

第三 その他

- 1 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成２年３月１日健政発第１１０号厚生省健康政策局長通知）別添「医療法人運営管理指導要綱」の一部を別添２の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成１７年３月３０日医政発第０３３０００２号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添３の新旧対照表のとおり改正する。なお、道路運送法の一部が改正され、平成１８年１０月１日に施行されることに伴い、旧法第８０条第１項の許可は、改正後の同法第７８条第３号の許可又は第７９条の登録となるので留意されたい。
- 3 「医療法人の附帯業務の見直しについて」（平成１８年３月３１日医政発第０３３１００１号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添４の新旧対照表のとおり改正する。
- 4 相談支援事業等の実施、認定こども園の経営にあたっては、障害者自立支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律並びに関係法令を参考に遺漏なきよう指導されたい。

(別添1)

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成十年厚生省告示第十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第一項第八号の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を次のように定め、平成九年十二月十七日から適用する。 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業 (平一二厚告四五六・改称)	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第一項第八号の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を次のように定め、平成九年十二月十七日から適用する。 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業 (平一二厚告四五六・改称)
一 (略)	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)にいう保育所を經營する事業
二 (略)	二 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを經營する事業
三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを經營する事業	三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)にいう障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月二十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

目次

〔規則〕

- 人事院規則一六〇(職員の災害補償の一部を改正する人事院規則(人事院一六〇一四八))
- 人事院規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流の一部を改正する人事院規則(同二一〇一))
- 人事院規則二一一(交流基準の一部を改正する人事院規則(同二一一一))

〔告示〕

- 社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件(金融庁・法務一)
- 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十三條第二項の規定による登記所の指定に関する件(法務四三四)
- 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定による登記所の指定に関する件(同四三五)

- 商業登記法第四十九條第一項の規定による登記所の指定に関する件(同四三六)
- 商業登記規則第一百條第一項の規定による登記所の指定に関する件(同四三七)
- 動産・債権譲渡登記規則第二十四條第二項の規定による登記所の指定に関する件(同四三八)
- 戸籍法第七十七條の二第一項の規定による指定に関する件(同四三九)
- 日本国に帰化を許可する件(同四四〇)

- テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約のミャンマー連邦による批准に関する件(外務五五〇)
- 第三次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件(同五五一)
- 住宅金融公庫法第二十七條の二第三項の規定に基づき、主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を定める件(財務・国土交通六)
- 外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件(文部科学一三四)
- 医療法施行規則第三十條の三十五條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(厚生労働五一〇)
- 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(同五一)
- 保安林の指定をする件(農林水産一二六九)
- 保安林の指定を解除する件(同一二七〇)

- 租税特別措置法第八十二條の三第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める件(国土交通一〇九四)
- 砂防法第二條の土地を指定するとともに、平成十八年度から砂防設備工事を施行する件(同一九五)
- 運輸審議会件名表に登載された件(同二〇二)
- 道路に関する件(同二〇三)
- 関東地方整備局三八九
- 浄化槽の型式を認定した件(同三九〇)
- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(同三九一)
- 荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(同三九二)
- 道路に関する件(同三九三)
- 中国地方整備局八三、八四

〔人事異動〕

内閣 行政改革推進本部 法務省 農
林水産省 会計検査院 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

- 平成十二年人事院公示第四号の一部改正に關し、決定した件
- (人事院公示二)
- 平成十二年人事院公示第五号の一部改正に關し、決定した件(同二二)
- 公調委平成十七年(フ)第一号愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件の審理(公害等調整委員会公示一五)
- 中部地方整備局公示(中部地方整備局)
- 産業
- 日本工業規格(経済産業省)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

この轉送は伊さねの母の病を改善するた

(別添 2)

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号)

別添「医療法人運営管理指導要綱」、「Ⅱ 業務」、「2 附帯業務」の備考欄

新	旧
・医療法第 42 条第 1 項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ①～⑥ (略) ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和 42 年 4 月 1 日医発第 432 号局長回答参照)。 ①～⑨ (略) ⑩ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの	・医療法第 42 条第 1 項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ①～⑥ (略) ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和 42 年 4 月 1 日医発第 432 号局長回答参照)。 ①～⑨ (略) ⑩ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)にいう障害福祉サービス事業(同法附則第 8 条第 2 項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの

ア、イ (略) ウ <u>道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家 用有償旅客運送等</u> ⑪～⑭ (略) ⑮ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進 に関する法律 (平成18年法律第77号) による児童福祉法上の 保育所として認可を受けた施設で認定こども園を経営する事業</u>	ア、イ (略) ウ <u>道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償 運送</u> ⑪～⑭ (略)
---	---

(別添3)

○「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成17年3月30日医政発第0330002号)

新	旧
第2 改正の内容及び留意事項 1 附帯業務として追加される業務 医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。 ○ 在宅介護の推進にかかるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業、<u>相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業</u>と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの ア、イ(略) ウ <u>道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等</u>	第2 改正の内容及び留意事項 1 附帯業務として追加される業務 医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。 ○ 在宅介護の推進にかかるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業(<u>同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。</u>)と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの ア、イ(略) ウ <u>道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送</u>

○「医療法人の附帯業務の見直しについて」(平成18年3月31日医政発第0331001号)

新	旧
第2 改正の内容及び留意事項 1 附帯業務の改正の内容 医療法人の附帯業務として、(1)から(6)までに掲げるとおり見直すこととし、平成18年4月1日より適用すること。 (1)、(2) (略) (3) 障害者自立支援法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次の事業を追加すること。(別添1改正告示参照) なお、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることが必要であること。 また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者居宅生活支援事業は障害福祉サービス事業に包括されること。 <u>障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</u> (4)～(6) (略)	第2 改正の内容及び留意事項 1 附帯業務の改正の内容 医療法人の附帯業務として、(1)から(6)までに掲げるとおり見直すこととし、平成18年4月1日より適用すること。 (1)、(2) (略) (3) 障害者自立支援法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次の事業を追加すること。(別添1改正告示参照) なお、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることが必要であること。 また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者居宅生活支援事業は障害福祉サービス事業に包括されること。 <u>障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業(同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)</u> (4)～(6) (略)

【参考；改正後全文】

健政発第110号

平成2年3月1日

最終改正 医政発第0929008号

平成18年9月29日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。 2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	・モデル定款・寄附行為とは、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知(以下、「61年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。
2 役員		
(1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。 また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。 4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 5 役員の欠員が生じていないこと。	・役員名簿の記載事項は次のとおり ① 役職名 ② 氏 名 ③ 生年月日(年齢) ④ 性 別 ⑤ 住 所 ⑥ 職 業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第5条の8 ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第46条の2第1項 ・61年局長通知 ・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。 ・医療法第49条においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。
(2) 選任・任期	1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。 2 選任関係書類が整備されていること。	・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。 (モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである

(3) 適格性	3 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 4 任期の切れている役員がいないこと。 1 欠格事由に該当していないこと。	① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ・モデル定款・寄附行為では、役員の任期は2年とされている。 ・医療法第46条の2第2項 ・欠格事由 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
(4) 代表者 (理事長)	1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第46条の3第3項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第46条の3第4項 ・医療法第46条の3第1項 ・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 ① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合

	5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。 3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。 3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施	② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は特別医療法人 ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 ③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人 ・ 医療法第47条第1項 ・ 医療法第47条第1項 ・ 61年局長通知 ・ 管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。 ・ 医療法第48条 ・ 特に負債100億円以上の医療法
--	---	--

(5) 理事

(6) 監事

(2) 審議状況	は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。 3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。 4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。 5 議決権の委任については、書面	・社員総会の議決事項 ① 定款の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本社の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項 (社団たる医療法人の場合に準用する。)
-----------------	--	---

		庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている（昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照）。 ① 薬局 ② 施術所 ③ 衛生検査所 ④ 訪問看護ステーション ⑤ 介護福祉士養成施設 ⑥ ケアハウス ⑦ ホームヘルパー養成研修事業 ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、短期入所事業） ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業 ⑩ 介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業 イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業 ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等
--	--	---

(3) 債権債務の状況	2 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。 3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。 1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。 2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 3 借入金は全て証書で行われていること。 4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。	・モデル定款・寄附行為 ・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率についてはⅢの2の8を参照
(4) 会計帳簿等の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。	
(5) 決算及び財務諸表	1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。 2 決算と予算との間で、大幅に違い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。 6 決算の届出が毎会計年度終了後2月以内になされていること。 7 特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。	・医療法第51条第1項
(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。	

4 登記	1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 2 理事長のみの登記がなされていること。 3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。	・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 ・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。 ・資産の総額は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 (注) 変更の登記をしない場合は20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条) ・登記期間 ① 主たる事務所(2週間以内) ② 従たる事務所(3週間以内) ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・医療法施行令第5条の7
5 公告	1 公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。	・モデル定款・寄附行為

【参考；改正後通知本文】

医政発第0330002号

平成17年3月30日

一部改正 医政発第0929008号

平成18年9月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）の範囲に関し、在宅介護の推進にかかるものについて、下記のとおり範囲を改め、医療法人が行うことができる附帯業務を拡大することとしたので、取扱いに当たっては、関係主管部局と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の趣旨

平成16年3月に厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間において取りまとめられた「介護輸送に係る法的取扱いについて」（別添1）において、介護輸送に係る取扱い方針が定められ、障害者（児）福祉サービスについても同様の取扱いを行うものとされたことを受けて、以下のとおり医療法人の附帯業務の拡大をするものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。

○ 在宅介護の推進にかかるもの

介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所

介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

2 定款等の変更

- (1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第50条の規定に基づき、その変更が必要となること。
なお、定款又は寄附行為の変更に当たっては関係運輸局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。
- (2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うものとする。
- (3) 患者サービスの一環としてバス等を使って、無償で患者等の送迎を行うことについては医療法人の附随業務にあたるものであり、道路運送法の適用外であること。

第3 関連する通知の改正

削除

【参考；改正後通知本文】
医政発第0331001号
平成18年3月31日
一部改正 医政発第0929008号
平成18年9月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の見直しについて

平成17年6月29日付けで公布された介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正介護保険法」という。）のうち、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立に関する規定については、平成18年4月1日から施行される予定であり、また、平成17年11月7日付けで公布された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）のうち、施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部については、平成18年4月1日から施行される予定であるが、両法律の施行に伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第295号。以下「改正告示」という。）が平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から適用することとされたところである。

これら法律の施行及び改正告示の適用に併せて、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）及び社会福祉事業（同項第7号）の範囲に関し、下記のとおり改正するので、介護保険担当部局、障害福祉担当部局及び各市町村等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、障害者自立支援法のうち、平成18年10月1日施行の規定については、別途、医療法人の附帯業務に関する告示改正及び通知改正を行う予定であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行に伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業が見直されることを受けて、医療法第42条第1項第7号に基づく告示（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号。以下「告示」と

いう。)) について必要な見直しを行うとともに、介護予防サービス等の新しいサービスを医療法人の附帯業務として医療法第42条第1項第6号に規定する保健衛生に関する業務に位置付けることにより、医療法人において、医療と介護・福祉の連携の推進に寄与することができるようにすること。

併せて、従前から解釈上、医療法人の附帯業務として位置付けてきている助産所等の事業について、保健衛生に関する業務に当たることを明確にすること。

第二 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、(1)から(6)までに掲げるとおり見直すこととし、平成18年4月1日より適用すること。

(1) 改正介護保険法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次のア及びイに掲げる事業（以下「介護予防サービス事業等」という。）を追加すること。

なお、介護予防サービス事業等の実施にあたっては、それぞれ各サービスを行う事業所ごとに、改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定、第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定、第115条の11第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定若しくは第115条の20第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（以下「指定介護予防サービス事業者等の指定」という。）又は市町村の委託を受けることが必要であること。

ア 改正後の老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう小規模多機能型居宅介護事業（別添1改正告示参照）

なお、介護保険法にいう夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の各サービスについては、告示第2号に該当するものであること。

イ 介護保険法にいう次に掲げる事業

(ア) 介護予防サービス事業（ただし、介護予防サービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護についてはケアハウスに限る。）

なお、介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護については、医療法人制度上は医療法人の本来業務として整理されるものであること。

(イ) 介護予防支援事業

(ウ) 地域密着型サービス事業（ただし、地域密着型サービスである地域密着型特定施設入居者生活介護のうち、ケアハウスに限る。）

(エ) 地域支援事業及び保健福祉事業（いずれも、市町村の委託を受けて行う場合に限る。）

(2) 改正介護保険法の施行により地域支援事業が創設されることに伴い、介護予防・地域支え合い事業が廃止されることから、医療法人の附帯業務から次の事業を削除すること。

介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業（訪問理美容サービス事業を除く）、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業

(3) 障害者自立支援法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次の事業を追加すること。（別添1改正告示参照）

なお、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることが必要であること。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者居宅生活支援事業は障害福祉サービス事業に包括されること。

障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

(4) 障害者自立支援法の施行に伴い、(3)の障害福祉サービス事業に包括されることとなることから、次のアからウまでに掲げる事業を削除すること。（別添1改正告示参照）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業（平成3年9月30日児発第832号厚生省児童家庭局長通知「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」による在宅知的障害者デイサービス事業に限る。）

(5) 前記(1)、(3)及び(4)を受けて、「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成17年3月30日医政発第0330002号厚生労働省医政局長通知）において拡大された附帯業務（有償移送行為）の内容について見直すこと。

(6) 従前から解釈上、医療法人の附帯業務として位置付けてきている助産所（医療法第2条）、歯科技工所（歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項）及び福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年3月31日政令第154号）による改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項第10号に規定する講習をいう。）について、保健衛生に関する業務に当たることを明確にすること。

2 留意事項

(1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合又は削除される事業について現に附帯業務として行っている場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき当該医療法人の定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）に規定される当該附帯業務を行う事業所の名称又は事業名称について同法第50条の規定に基づく変更の認可が必要となること。

また、定款等の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うこと。

(2) 医療法人が既に介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者等の指定を受け、附帯業務を行うことについて認可を受けている事業所において、新たに1に掲げる事業を行う場合（地域支援事業、保健福祉事業及び削除される事業を除く。）については、定款等の変更は不要であるが、各医療法人の定款等の実態に即して、個別具体的に判断されたいこと。

(3) (1)及び(2)に関わらず、新たに事業所を設置して実施する場合又は新たに地域支援事業若しくは保健福祉事業について市町村の定める条例に従い委託を受けて実施する場合については、定款等の変更が必要であるとともに、委託事業の実施にあたっては、医療法人の非営利性に鑑み、条例及び委託契約書の契約内容に違反又は抵触することのないよう特に留意が必要であること。

また、地域支援事業及び保健福祉事業については、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称（例；〇〇市の委託を受けて行う健康づくり事業（介護保険法にいう保健福祉事業））を定款等に記載する必要があること。

(4) 介護予防サービス事業等の医療法人制度上の取扱いについては、別添2を参考に定款等の変更手続の指導を行われたいこと。

(5) 障害福祉サービス事業についても、(1)から(3)までを参考に定款等の変更手

続の指導を行われたいこと。

なお、障害者自立支援法附則第8条第2項の規定により、平成18年9月30日までの間、障害福祉サービス事業とみなされる事業については、平成18年4月1日の施行時点における同法の規定に基づく事業名等への変更に係る定款等の変更手続は不要であること。

- (6) 定款等の変更手続は、原則として、指定介護予防サービス事業者等の指定、地域支援事業等の市町村の委託又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける前に行うことが必要であること。

なお、医療法人において、各事業の指定手続又は市町村の委託手続と定款等の変更手続とを並行して執り行う場合においては、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。

第三 その他

- 1 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）別添「医療法人運営管理指導要綱」の一部を別添3の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成16年3月31日医政発第0331007号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添4の新旧対照表のとおり改正する。
- 3 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成17年3月30日医政発第0330002号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添5の新旧対照表のとおり改正する。
- 4 介護予防サービス事業等、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、改正介護保険法、障害者自立支援法並びに関係法令を参考に遺漏なきよう指導されたい。